



郷土史料

長野町小史草稿



リ5
15687



15
15687

長野町小史 郷土史料

第一章

汝等は繪にも見ツらん話にも聞きツらん今を距る三百五十年前永祿天文の間甲斐の武田信玄と越後の上杉謙信と川中島に於て數回の激戦をなして我地方を争ひしを「信玄の此地を徇ふるや人心を籠絡するの手段にやあまけん我佛像を甲府より移し彼地に於きて新善光寺を建立せられたりき武田家滅びて織田氏之を岐阜より移し徳川氏亦之を濱松に移し更に新善光寺に復せしり豊臣氏亦之を方廣寺に迎へたりき茲に於てか我佛の外に流寓するもの前后四十余年に及ぶに亘れり幸に家康の懷刀と呼ばれたる天海僧正の力に由りて我地に復歸するに至りしに慶長三年八月にして今より三百年前の事となりき是れ此の地の開運に向ふの機にして他日宿驛となり市場となり縣廳の所在地となりて今日あるを致したるもの實に此時に決せしものと謂ふべし

抑も甲越戦争以來佛像は信玄の爲めに奪去られ寺領は武人に押領され餘を處は焚餘の空伽藍のみ參詣の徒なければ往來の旅人あるにあらず當時の長野は純然たる農家の集



落^{おち}に過ぎさりきされ、大門前の如きも家屋は盡く南向^{みなむけ}ある屑屋^{くさや}にて家と家との間に、園圃^{えんぼ}の空處^{くうち}を存せしものにして、今、後町^{ごまち}に如き一二の農家ありしのみ、新田の地の如き、悉く裾花河^{すそはながわ}の流域^{りゅうみき}ありしとぞ。

今日の長野町を見よ、南は石堂より北は新町の端^{はた}に至る迄、人家はひた續き、續きて其間園圃^{えんぼ}等の設けあるを見ざるのみならず、寸土尺地も空處を存する、殘容^{ざんよう}さを動^{うご}れは層樓^{そうろう}を起し、高閣^{こうかく}を築きて、地の狹隘^{けいあい}なるを補^{おぎな}はんと、三百年の歲月長からざるにあらず、然も古今れ有様を對照^{たいさう}みて、其變化の大なるは、視れは長きもの長からずして、事物變遷^{ぶつじゆへんせん}こう却て迅速^{じゆんそく}あるを覺ゆなれ。

慶長八年松平上總介の我地方を領するや、(寺領千石の外)其臣に花井主水^{はなゐもんぞ}と呼ばれし人あり、村里を巡回^{じゆんくわい}し地勢を視察^{しさつ}し、裾花川の遠く東千曲川^{とうせんまがひ}に朝^あを爲め、沿川^{えんせん}の田圃を傷害^{しやうがい}するを見以爲く、近く是を鑿通^{さくつう}し、南犀川に注かは、沿川なる田圃の害を免るのみならず、從來の河道たりし地も漸次^{せんじ}に開墾^{かいこん}し、就く可く民^{たみ}は利みして、國に益ありと、遂に土功を起して、中御所^{なかつしよ}字白岩^{しろいば}と稱する地を鑿開^{さくかい}して、之を犀川に注き、今日の河道を通せしか、其功果して

空しからず、新田より東南一帯數千町の田圃を得るに至り、とぞ。

今の七瀬^{なせ}耕地は當初裾花川の數派に分れて、横流^{わうりゆう}せし所、今の大豆島^{まめじま}は裾花川と犀川との間に、介在^{かいざい}して、島形を爲し、戸數僅に十三戸、過ぎ、其年貢として、徴^{とく}せられは、鴨二羽、鯉二尾に止まりしと、今や其戸數は三百四十余、地租貳千圓を納むる大村となりぬ。今の四ツ屋は元來福島村の新田にて、當初才^{わづか}に四戸なりしか、故に四ツ屋の稱もあり、ものゝ由なれとも、今日に至りては、九十余戸を住せしむる集落となれり、此他、今の古牧^{こまき}、朝陽^{あさひ}等の村々に、属する地にて、當時の流域^{りゅうみき}たり、荒廢地たるも、變じて田畝となりしもの多し、花井氏の我地方に公益^{こうい}を遺^{のこ}したるもの大ありと謂ふ可し。

花井氏の公益を遺したるは、特に裾花川の工事、止らず、其河中島各村に與へし、公益れ如きは、更に一層大あるも、れあり、今の河中島各村は、信州中最も肥沃^{いよく}にして、最も富裕^{ふゆ}の地と稱せ、然るに當時に至る迄は、畑地^{はた}のみにて、田地^{でんち}あく多くは、荒蕪^{くわうぶ}の原野なりしと云ふ、花井氏の此地方を巡回するや、此肥美の地として、草來^{そうらい}に附するを免れざるも、れ多きは、水利の灌漑^{くわんがい}に供へきもの、あきに由れり、幸に小松原の北に犀口^{さいぐち}と稱する地あり、其

水を堰ぎて三ヶの溝梁を通ちて之を千曲川に注ぎて水田の灌漑に利用せしめは其畑地は忽ち田地となり荒蕪の原野も數十年からさるに悉く禾田麥隴となるに至らんとて處の長百姓を集め其旨を諭し若し汝百姓等して是を便とせば村方より出願し及ぶべし一堰に付千兩とて三堰の費用三千兩は一時官より支辨し村方の永年賦として返濟せしむべしとありしかは各村の百姓は何れも踴躍して之に應じ上堰は布施乃ち岡田村中堰は今井村下堰は戸部村を總代として出願の手續を経て鑿通せしものゝ由

世に花井主水と大久保岩見守長安とを異名同人の如く記したるもれあれども大久保は自ら大久保花井は自ら花井にて大久保の上總介御附家老みて水戸の中山紀伊の安藤尾張の成瀬と同一資格の人にして花井は其婿にてありしが長安死せし後大久保一家極刑に處せられるとき花井も其子と共に罪に處せられたるしか故に右の誤りを傳へしあらん大久保の徳川家の爲に多く金鑛を發掘し金庫を管して其財政を優あらしめ花井は河道を修し水路を通じて地方の國益を起したり大久保は爲めに徳川家康の

任用を得花井は爲め大久保の推撰にて越後家の國政に任するに至れり然も當時戰國の餘風にて人只鎗サキ高名の貴さを知きて國利民福を起すの肝要なるを知らず吏才を以て登用を受けたるものは本多正信の子を以てす釣天井の讒に罹りて子孫の斷絶を致したる程のことあれば長安死去の後其子と花井との罪を免るゝ能はざりしハ勢の然らしむる所怪むに足らざるなり余は其罪の讒誣み出てしを知ると共に氏の工業に對して深く其不幸を悲まざるを得ず

本章説きし所の要を略説すれば第一甲越戰爭以來四十餘年間我佛像は外に流寓せしと第二當時の長野は純然たる農家の集落に過ぎざりしと第三我地の宿驛となり市場とあり縣廳の所在地とありて今日の如き繁昌をみすに至りしは慶長三年佛像復歸せしに基きしもれありと云ふにありき彼新田より東一帯れ地は河道たり川中島諸村に水田乏くちて荒蕪地の多かりしことの如きは特に我町のみ然りしにあらずして近郷の田地戸口も亦今日の繁か如きものにあらざりしを知らしむるにあり

前章に於きて甲越戦争以來佛像は外に流寓し長野は農家の集落として新田に如きは裾花河道たりし事を説き尋て佛像の復歸に至り裾花川の鑿開をせしことを説きたりき右の兩事續きて我地の發達上重要な事件は北陸道の宿驛中に編入されたることあるべし天正十一年三月上杉景勝より牟禮驛に下たる制札を見るに

信州越國往來の人民經横道之輩堅令停止候畢詮する所自牟禮香白坂を直に長沼へ可令往還之由被仰出被成御朱印者也仍如件

其後二十年慶長八年に至り上總介家老大久保岩見守の署名にて同若く牟禮驛に下したる書に

信州越國往還商人荷從牟禮香白坂を直に長沼に可令往還候自然經横道輩可爲曲事候此旨堅可被申付候也

見る可し當時は北陸道の往還は牟禮より長沼を経福島宿に出てしものとして我長野は或は謂ふ所の横道の一に過ぎずして宿驛たるを得ざりしのみならず人民の往復貨物の運送をら此地に出づるを禁ぜられしを此地の北陸道の往還驛たりしに慶長十六年に

して坂中新道（平出より若槻を）を開通せしに由れりと見えたり（實は越前守・越前守・越前守）無
往時加州侯か參府の途次鳥打峠を過くるとき松城に眼下あるを見て駕籠側の士に
日向ひ彼は何の建物なりやとありしに眞田伊豆守の居城にて松代と呼ぶ城ある由答た
へられしに侯は莞爾として最も小さき城や余は寺にありつゝんと思ひしとあ
りしか如何にして此言の豆州に漏れ傳りしか豆州は此言を聞くと共に大に立腹され
彼奴此處を通すなとありしか侯も亦其言を傳聞し是より彼處を通行するを遠慮あ
りると言ひ傳ふれども眞田家は十萬石加州は百萬石大小固より比較にも止る程の
にて小なる城ありと評せられたりと深く憤る程の事にもあらず又立腹したりと
聞きたりとて遠慮するとも思はれず松代とあるより眞田家と速了とて誤を致した
るにはあらざるか恐くは眞田家はあら上總介ならん上總介は十四萬石にて松代
は封せられしなれども元來家康の子あれば加州の爲めは小なりと評されしを聞き立
腹するは有勝の事にして大久保なとか由りて以て大國を所望するの口實とあし終に
加州侯の耳にも遞傳するところあり侯も亦家康に對して遠慮せしならん坂中新道の開

通あり彼方の通行を廢して此方の道路に由るとありしか如きは彼の立腹に基きし
にはあらざりしか斯くありてこそ彼奴此處通すかとありし語も歸着る所あるを覺
ゆるなれ

善光寺町は已に慶長十六年戊辰以て北陸道の傳馬驛とあらたれは是よりして北陸往來の
旅人は盡く此土に出るとあり大名の往來商人荷の運送盡く此土に於て繼ぎ立をなす
ことあり故に馬夫輿丁の如き水茶屋揚酒を渡世とせるもの宿泊を營業とせるも
の出て來りぬれは是よりして戸數人口の著しく増加せしとは云ひ市賣買の法未だ開け
ず店商賣の法未だ立たず當時の店商賣と稱するものは物品を路傍に陳列し價を木札に
認めて其傍に表示し旅人の錢を投じて取去るに任し嘗て之を監視する店番様のもの
を置きしものにあらずりと云ふ且當時れ宿屋と稱せしものも所謂木賃宿のみにて今
日の旅籠屋様のものはあかりなりされは往來の旅人は自ら炊烹の事を爲さるを得
ざるとありと當時の制札に
上下れもの共宿を借り木賃をも不渡我儘於有之是亦取押置き注進可致事

等の條目あり上下とは貴賤と云ふか如き意味にて貴賤を論ずる宿錢を拂はぬなと無
法を云ふものあれば捕へて訴へ出でよと云ふとなり以て其事情を推知をへし大市二
以上本章説きし所の要は第一慶長十六年始めて北陸道宿驛たりし事第二宿驛たりしよ
り宿泊若くは運搬等の業を營むもの起り戸數人口に頓増殖せし事第三然も當初の宿
屋は木賃宿のみ店賣と稱するも物品を路頭に陳列し價を其側に標し人の錢を投じて取
去るに任ししものなりしと云ふは十二木市の内市の一四の六木市に申稱し承
第一第二の兩章に説きし所に由り三百年前にありては佛像は奪去られ旅人の往復貨物
の通行共に禁遏され此土に住するもれば鋤犁を手にして田圃を耕さより外爲すべき業
のあかざること慶長三年に至り佛像の復歸あり十六年に及びて北陸道の往來筋とな
り茲に始めて傳馬驛たるを得て繁昌の氣運に向ひしと等を領得せしならん
寛永年代に至りては世に徳川全盛の時代として諸侯參勤の制を確定し其家族をは盡く
江戸に徴するところ諸信の往來は是より頻繁とあり貨物運搬は此時代よりして著く

増加し天下の宿驛は此時よりして非常の繁昌に赴きしものありと聞け。我善光寺町の如き亦此時代より一層の繁昌を致したりしならん。惜哉今日に至りて文献の徴をへきもの極て乏しく其詳を知るに由あり然も當時は已に裾花河道も寒科村の新田とありて概ね開墾に就き往々往還筋も添ふて家作せしものもありしと見へたり。十念寺に再興正法寺の彼地に建立ありしも此時代なりしと聞け。は此時は後丁邊も多く家屋を見るに至りしなるべし。然も當時の善光寺驛は未だ市場たるを得ざり。公然市場たるの許可を受けたるは延寶八年今より二百二十余年前の事に。是て當初の市賣買は尙微々たるものありしが故に大門町の如き十二才市の内他の町々より一四の六才市を申請けて承諾を得しも尙同日に開けは取引の少き營業にあらぬ爲め更に上大門下大門の二部に分ち上下交互に開くとの許可を受けし程なりし平日は何れも店を開ちて農務に従事。市日毎に店を開きて主人も店頭に坐して客待ちしとなりしと。

表書市頭之義一四日六才市之内大市一、小市一ツは上大門町市頭可立之。大市二、小市二ツは下大門町市頭可立之。此上相障義有之者重て可申出者也。

以_レ是_レ爲_レ記。市頭之義。一四日六才市之内大市一、小市一ツは上大門町市頭可立之。大市二、小市二ツは下大門町市頭可立之。此上相障義有之者重て可申出者也。西_ノは元祿六年より市を申請けてより十四年後の事にして尙此の如し當時の情況以て知るべきなり。第一圖は元祿年代今より二百年前の圖とを此圖に就きて最も注目すべき御堂の位置の今と異なるを是あり。大勸進の如き今日は山門前よりあれども當時は却て寺域の北門に當り。今新町は當時北門町の人家を移して開きしものなりと云ふ尙圖に就て見よ。御堂は今の二王門内にあり。なり。今の地藏の銅像は紀念れ爲め御堂跡に建てしものにて正徳二年江戸より運致せしものなり。元祿十三年下堀小路より火を出し家數百八十軒焼き拂ひ其火遂に御堂に及びしが寛文に再建より才に四十余年より復此災に逢ふもの土地の繁昌と共に寺門と町家と殆ど相接續する有様となりし故なり。此地の繁昌は今日に止まる可れは火災の憂も益繁からざるを得すとて從來れ地より北三丁餘の處を相して今の御堂を建立。火れ用心の爲め二王門内には家居を營む

を許せを才に床店を置くを許すのみありしと
東ノ門と呼ひ西ノ門と稱するは何の義を堂庭と呼ぶべきは山門内より御堂に至るの
間なるべきに今の堂庭と呼ぶは山門外の地であらざるや是等の稱呼ハ今の御堂に對
て名けたるものとすれば眞に謂れもあきとあれども當時御堂の彼地はありとことを
知らば當時の御堂は對したる稱呼の餘音を知るに難からず
明治の世に入り寺領の千石は上地となりしが爲め寺の收入を多くせんと計畫にや
ありけん（寺領千石と共に境内地たる二王門内に至る迄上地とありしか明治五年兩
寺の名義にて拂下を受け宅地とせしむと云ふ）二十年來堂庭の地に家作を許し二
階三階にして然も燃質の材料を以て建築されたる家々は山門直下に至る迄建て連ね
られぬり事情止むを得ることにはありしかれども當時御堂を今の地に移し本意
にあらざる彼二十四年の火災をして本堂は及ぶに至らしめさりしは眞に僥倖ありしな
り（廿四年一時町會にて駒返り橋以北の家居を徹するの議あり尋て制限を附して尙
存することありたりき）

以上本章説きたる所の要は第一市場たるの許可を得しは延寶八年にして今より二百二十
余年前のことに係ると第二當時れ市賣買は大門町の如きすら一四の六才市を上下交互
に開らくにあらされり取引の少き渡世とならざる程ありしと第三當時の善光寺は今の
二王門内にありて今の堂庭の町屋の處は惣て寺域内なりと第四御堂を今の地に移し
たるは寶永四年（元祿十六年より功を始めて寶永四年は終る）のとして火防の爲めあ
りしか故に堂庭に家居を營むるを許さざりしこと

第四章

第二章に於きて慶長十六年より農家の集落に一步を進めて北陸道に傳馬驛たるし事を
説き第三章に於きて延寶八年更に市場を申請くるに至りたるを説きしも然も當時取
引きの少き大門町の如きすら之を上下に分ち一四の六回市を交互に開らくにあらされ
は渡世とならざる程のものなりとことを説きたりき元祿年代に末に至りては太平已
は百年の久じきに亘りしことなれば近郷の田地戸口も大に増殖し農民の生活も戰國の餘
と同じからしめて需用の物品の漸く多きに至るに自然の勢なるは元祿十六年よりして

寶永四年に至る迄五ヶ年れ歳月を費して建築せられたる本堂は規模の宏大なる前制に倍
徒ちて結構の壯麗なる舊制の比はあらそとの評判は遠邇に轟き亘りたれば參詣人の數
も非常増加し加之此時代より近郷に木綿を産出する事とあり寛永より正徳正徳より
享保と其業次第に盛大となり安永年代に至りては六郡の市人は市日毎盡く我町に集
るゝとあり仲買を渡世とるもの百餘人歳に大約五百駄の荷を作るゝなりしとを蓋し
我市賣買の盛大となり店商買の行はるゝに至りしは元祿以來安永に至る迄の間なりし
とす

戰國時代の大名は壘を高くし溝を深うして國を守るを知るのみ地を略し城を陥れて
境を廣むるを務むるのみ農耕を勸めて國を富まむと田野を墾して民を殖するが如き顧
ると知らざりしなり世の太平に赴くは從ふて人の此点に着目するもの漸く多く水路
を通して灌漑に供するを計畫するものあり鐘鑄堰れ如き小松原三堰の如き三水の三
渠の如き是なり曲折迂回して延長たりし河道を鑿通し其地を田圃とせんと企つるも
のあり裾花河道の如き是あり堤防を築き河水の横流を防遏して河邊の地は秧を挾む

を務むるものあり犀千曲沿川の堤防れ如く盡く然らざるあり（慶長前には河水の横
流に委して堤防の設けなし）特ふ沿川の地のみ然るゝありす山手の如き往還筋の如
き慶安年代に至る迄は荒蕪の原野は到處ありて荆棘を刈りて鋤犁を下すも人の之
を尤むるものなく已に墾して田圃となせば皆我所有に歸する有様なりしは寛文頃
に至りて人口漸く多く荒野の數漸く減したるか故に此時代より若て土地に區畫を正
すの必用起り境界論の各地に起るに至りしものなりと彼新田と呼ぶ處は大概寛文慶
安以來の水帳に上りし處のもの其數決して少しとなさず知るへし太平百年の元祿代
より田地戸口の大は増殖するに至りしを
戰國大名の下に生息せし農民は作物の大半は徵收せられて征役止む歳なく生計は辛
き土間の家に住して蓆の上に坐し以て雨露を凌ぐのみ生味噌を嘗め麥飯を食みて飢
を凌ぐれみ着る所のものは布子にして冒し且つ穿つものは笠に草鞋のみ飲食被服家
具什器一切れ用度は盡く手作手製のものにして工人の手を假り商人の手を経るもの
ハ犁鋤鍋釜等のものゝ過ぎす此れ如き時世にありては大名の城下として武人の屯在

する地より外工藝商法等の起る可き道なかりとなり太平漸く久しく人皆自ら開らく
るに至りて板床を張りて畳を入るものあり布子を廢して木綿を着るものあり手製手
作の品のみに甘せしめてして工人の手を借り商人の力を要することとなるに至る是太平
百年の元祿年代に至り市賣買の漸く盛になり店商ひの漸く行へるに至りし所以な
り
以上の要は元祿年代に至りては太平已に百年の久しき一亘り近郷の戸口も倍殖し習俗
も漸く朴素の風を脱し自然工人の力を要し商人の手を假る時世に接したるに御堂の新
築ありて參詣の人を増し加之近郷は木綿織を産することとなり爲めに市賣買と店商ひを
共に盛に行へるに至りたと云ふあり

第五章

第二章に於て北陸道の傳馬驛となりて水茶屋揚酒を渡世とするもの起り宿泊に營業と
するもの出てたりとを説き第四章乃ち前章ふ至りて元祿年代より市の取引も繁昌
となり店商賣も行はることとなりしを説きたりし是は善光寺領たりし鐘鑄川以北

(東後町は)ある町々に係ることにて松代領たりし後町中、條代官支配地たる權堂(權堂は寺領あり)、(寺領あり)、權谷領ありし問御所の如きは同じく軒を並べ屋を接し乍らも傳馬驛外なる在方
の部に市場たるを許されを從て商業的の事業を營むを許さざりしなり
權堂村に於きて水茶屋致し男女出入多賑候儀往還筋にも無之右百姓にて水茶屋渡世
有之間敷云々

是申、條代官所より權堂村の名主長百姓を呼出して糺明せしとき詰問の語に係る今其
意を推究すれば宿驛にもあらざる權堂村百姓にて水茶屋の如き業を營むべきにあらず
往還筋にもあらはまたしものことかれども往來にもあらざる場かれは別れて有間敷事
なりと云ふあり然るは右長百姓等に質を尙善光寺町問屋及び年寄を召出して糺明さ
れし問屋年寄より左の如き答を指出されたりき
拙者共被召出諸家様善光寺宿御休泊之義は其場所切にて御宿勤兼候節は權堂村
へも御宿札打來り候哉有無御尋被仰付乍ら恐御答奉り申上候則權堂村役人御答奉り
申上候通當所にて御宿手餘り相勤兼候節は往古より權堂村へ御宿札打來り候處少

しも相違無御座候

我地は傳馬驛となし當初は一大名の宿泊とあれハ驛内のみにて宿せしむる能はせし
て隣近ある權堂村に割當て來りしか故に權堂にては是等用意の爲め農家に不相應なる
座敷をも設けありしか善光寺町の繁昌に赴くと共に其宿屋も手廣に業を営むよとな
りたれば加州侯の如き大諸侯若くは一二諸侯の泊り合ひし等のときより外は權堂村に
割當るを要するに至りしかは權堂村に於ては揚酒水茶屋等れ業を営むにあらざ
れば家居を保存するの割に合はぬとなりたることの由されハ代官所にて其實を糾明
するに及びて禁する能はざる事情を了し特別の詮議を以て特に水茶屋揚酒を營業とす
ることを許可されたりしとて是今を距る百四十余年なる寛保年代の事にてあり今日
彼町に割烹店等の割合に多きは遠く此時に濫觴せしものおとしとぞ

權は假りの義にて權堂とは假堂の謂にて往時御堂の焼失せし際は假の堂を設けしと
ありしか權堂と稱せしもの由或は曰く寛永の焼失せしときに設けしとあり或は曰
く應永の時なりと岩下翁の善光寺史略にハ應永の時あらんとあり其年代は兎も角も

權堂の名は假堂を設けしことありしより出てたる名なることを知るべし

以上の要は傳馬驛たり市場たるを得むハ鐘鑄川以北なる善光寺町に限り權堂町の如き
は市場外在方の部にて商業的の業を営むを許されざりしものありしハ權堂のみは從來
大名の宿泊を勤め來りし廉を以て特に水茶屋等の業を許されしと今日權堂町に割烹
店等の多きは遠く當時ハ淵源せしものなりと云ふあり

寛永の新築落成より參詣人の數は非常増加を致し正徳より享保を経て木綿の取引漸

く盛大に赴き善光寺の繁昌は歳を逐ふて盛なる氣運に向ふと共に正徳元文寛延寶曆等
の火災ありて我町民の家屋財産を擧げ烏有し歸せしとせしとて屢なりき

左ハ掲げし所は表は火災中の最も慘烈なりと寛延四年三月二十九日の大火に焼失せし
所ありて北は西門より南は新田迄ハ家屋一千三百九十餘寺院四十三ヶ烏有し歸せ
たる大火災あり是を世に櫻屋の火事と稱す此表を見れば當時火勢の如何に猛烈に
あて其災害の如何に慘毒なりとやを想するを得べし相傳ふ當日は前古に例なき大風に

て障子襖れ如きは半は燃あから空を舞ひ屑屋の如き未だ焼け盡さざるに捲き去られ一
二丈もあらんと思ふ程のものも焰を吐きつゝ宙を飛ぶあゝ猛火の狂ひ回る有様の怖し
き言はん方なく簞笥長掉の如き火を点じたる儘にて街路を展轉し、そは火事よと言ふ
間もなく八方に飛火して各處よを燃え上る等人皆恐怖狼狽老を扶け幼を携ふるゝ違あ
らざる程かりしとぞの寒風烈を舉ぐ身も精氣を失ひて死にゆくものなり
町の名善光寺の奥に焼失家屋を存す所は西側二軒本體の東長瀬
實下の西側門の参詣人の二は非常な計十は焼失し西側二軒本體の東長瀬
阿彌陀院町は六四章十四
阿彌陀院小路
西の町は百六十六の焼失を計し今日新堂の焼失
天神宮の町は商業七業七十の焼失を計し今日新堂の焼失
大の要門町は市街百十の焼失を計し今日新堂の焼失
東堂の後町は焼失五十八の焼失を計し今日新堂の焼失

東の町は二百三十一

武井小路にて
大屋一借屋二

伊勢町は三十五

岩石町は四十三

小路にて庵
二ッ残る

新町は三十三

庄屋一軒下町
にて二軒残る

以上善光寺領

合計九百零貳戸

外三十六ヶ寺

土藏三十八

西後町は八十八

問御所は百四十九

權堂村は二百九十九

合計四百八十八戸

總して本書には大屋借屋を分別
しあれ共今は省略に従ふ

外に七ヶ寺

以上両口合 壹千三百九十戸

當時に至る迄は市中概して屑屋なりしが此火災よりして峻法を設け家を構ふるは必
 ず塗家をあるへく家と家との間には必ず火除地として一尺五寸の空處を存すべく只屋
 根のみは一時に盡く瓦葺となす能はざる事情もある可ければ仮りの板葺となすを得せ
 しめしも屋根下は必き砂塗を施し更上塗を加へ板を其上に敷き石を以て之を鎮壓せ
 しめ火災あるときは直に其板を叩き落し得るとし家の周囲は鉢巻をあそを得るも軒
 を前より張り出を許さず火防の用意周密ありきされは此時よりして家は盡く塗家とな
 りしも家根は往々仮りの板葺もありて弘化の震災迄は半は板葺なりしとぞ
 御堂を今の地に移さることなかりせば寛延の火災に免るゝ能はざりしなり假りも寛延
 に免れたりとするも弘化の災と明治廿四年の火を免るゝ能はざりしや必せり寛延
 の火災を免れ弘化に免れ廿四年は免れて二百年前の建物を今日に見るを得るに至り
 たるもの元祿の時今の處に移し功と謂はざるを得ず

北より往きて高田町を見よ満街概ね板葺たり南より去りて高崎前橋を見よ前通りこそ瓦
 屋も多けれ裡手より回りは是を視れば屑屋板屋の却て瓦屋より多きを認むるあらん東
 京は三都の第一にして輦轂下たり然も其朱引内にして尙板葺にして且燃質の材を
 以て構したる家屋を絶つ能はず然るに我町に至りて内外表裡盡く瓦屋ならざるなく
 其構造も大概塗屋の制に従ふ而て其制規は遠く百數十年前に施かれあり本堂を今
 の處に移しあるか如き塗屋瓦葺の制成立てし如き當時寺門も遠見卓識の人物あり
 し哉知るべし然るは明治の世に入り古人用意のありし所を察せしめて往々前制に戻
 るか如き建物を見るに至れるは惜むべき事にこそ
 右の制規を立てられしとき町内より苦情起り是迄の如き屑屋板屋をも御許容あらん
 事を願ひしに當時の別當たりし某の言に屑屋を立るも板屋を營むも自家の勝手なれ
 は敢て之を作るを止むるにあらず只我善光寺領内なる市中に營むを許さるのみ營
 まんと欲するものは宜しく去りて田舎の地に赴き之を營むべきのみとありしかは町
 民復た言ふ可きの言葉なくして止みしとぞ

をも制限され併せて其分量をも制限せられたり是文政年間今より七十年前の事に於て
松本藩内一係れども當時一般に政事家の此の如き意見を持せしものにてありきされば
我後町問御所新田等の如きは所謂市場外にて在方の部なりしが故に米塩作道具等れも
のより外は賣買するを得ず且是等のものと雖善光寺町ある問屋より物品を受け來りて
小商をなせし止り暖簾を掲げ問屋の手を離れて駄賣を稱する手廣の取引をあるを得
ざりしなり然るに天保の凶年より此制頓に行はれず村落ありてすら米問屋様のもの
を營むもの出來る程にて後町の如き新田の如き公然と暖簾を掲げ問屋に就きて手
廣の取引を爲すこととなりしかは善光寺驛より左の如き願書

當寺領の義は御朱印地高千石之内貳百五拾石之場所は如來境内町家地にて町數八町
其外小路枝町にて家數貳千餘人數凡壹万人に及偏り市場交易の助成を以て取續き罷
在尤北國往還傳馬御用之義は町内借屋之者迄日々相勤來候處近頃當所續之村々眞田
伊豆守様御領内三輪村返目村吉田村倭村妻科村れ内新田組石堂組之者農業勤相勤を
致す多分の家數の家名印之暖簾を懸け又は善光寺市場の郷名を偽り諸商手廣に致し其

外同領分更級郡南原村水内郡鬼無里村笹平村栃原村之者共勝手儘に新規之市を立是
亦家名之暖簾を懸け手廣に見せ商仕候間旁當市場之故障相成候故仕來り家業の商相
潰れ追々身上難澁に成行潰或は離散等致し當時地持店借共凡三百竈も退轉仕候間北
國往還御朱印御證文は不及申上宿驛御傳馬御用も勤兼必死難澁云々
寺社奉行に向ひ訴狀及びし右の事件は上野宮の扱となり松代侯への御依頼とあり
終には相方相談の上内濟となり左れ如き約條書を取替せたりき人呼て是を市場出入と
云ふ

一善光寺町續き前後之吉田村返目村三輪村後町村妻科村之内新田組石堂組問御所村權
堂村右村々にて商致候義は長暖簾相止問屋同様並に横行之商致間敷事
一後町村妻科村之内新田組石堂組問御所村權堂村にては穀物取扱候者共出買ひ糶買居
買引留買致す間敷是迄之通善光寺穀問屋より仕入れ可致事
一吉田村返目村三輪村後町村妻科村之内新田組石堂組問御所村權堂村右八ヶ所にて鹽
商致し候義に駄賣り致す間敷事云々

右之約束にて一旦局を結びしを其後一再の葛藤を生じたりしか終は其約束も自ら流れとなりき然し鐘鑄川以南なる商業の種類は尙後々迄米塩作道具等の如きもれ外に出て是して明治の代に入りても尙後町新田の如きハ何れも田舎振たる店々までありしなり

今の長野町を見よ北箱清水より南石堂を限り戸數五千を括し人口三万を含む一団体として役場を共にし學校戎共にし病院を共にし公園を共にし利害痛痒を共に與ふる組織なれども往時にありては權堂は天領にして問御所の椎谷後町新田は松代領たりとか如く聯檐接屋の間として戴く所は領主を異にすること此の如し且夫當時の領主は今日の知事郡長と同じからず土地人民は悉く其私有として生殺與奪の權ハ一に其掌中のものなりしなり特は人民との關係のみならず領主と領主との關係は今日の知事と知事との關係と大は其情を異にせるものあり茲を以て當時の出來事は今日の少年は到底解す可らざるもの多し市場争ひの如き穀留め騷擾の如き權堂は係る苦情の如き一揆騷動の如き是なり今は只市場争ひの顛末を略説せるあるのみ他は後日汝

等々學進み識長を待ちて告ぐる所あるべし要するに當時の紛擾は政度の弊の然らしめし所人の罪にはあらざりしあり

昔しは米を精くるには悉く人力に由りしものにて腕力に託して精くるを手杵と稱し脚力に由り精くるを唐臼と呼びたりき水車は託して精くる方を我方に起したるは岡田の某にて寛政元年乃ち今を距る百拾余年前の事として然も盡く水車は託して人力を要せざるとなりしは近く三十年のことなす昔しは在方よりは糶にて日々擔ひ出したるものにて米となして擔出すとありしは天保の凶年以來のことありと云ふされバ文政天保の頃に至る迄の米問屋は前は必す蓆を延へて糶を曝らる後にハ唐箕を居る磨臼を設けて穎穀を去り内は唐臼を並へて米を精くる等農家ハ仕事の一半を米問屋に擔込むと云ふ有様なりし特に是のみならず惣ての商業も是に準る今日の如く時計は時計屋陶器は陶器屋の專業あるが如きものゝあらざりきされバ新田の田舎振たる市街たりじれみならき五六十年前迄の長野町も田舎振たる町々までありしなり

以上本章の要は後町新田等は市場外に屬る在方の部なりしが故に其商は米塩作道具等

農家必須ものに限り善光寺より受賣りを爲すに過ぎざりしものありしことと第二天保の凶年よりして其習慣大に敗壞し一旦松代侯の説諭に由り和談となり復舊の約束及びしも遂に無効に歸し去りして第三善光寺米問屋の如き天保の凶年の時迄は米問屋と稱するものは農家の仕事の一半をも負擔せしめよて其外共惣て町々の様も田舎振たるものありしこと

第八章

寛延寶曆の大火は町民の家屋財産を擧げて烏有に歸せしめ天保の凶荒は町民をして飢を叫はしめ舊來の商業を攪擾されたり是等の慘毒固より大ならざとせざるも是を弘化四年三月廿四日に起りたる大震の慘害に比するときは尙其小なるを覺ゆ當時震災の如何は大にして如何に慘毒ありしや家屋の倒壞若くは焼亡に歸したる數と死傷人の夥しありしとを見れば以て其概を了するを得べし當時の震災の善光寺町八町及び箱清水乃ち舊の善光寺領のみにて死亡數二千四百七十四人(内旅人千二百九人)家屋は倒頽焼亡し歸したるもの貳千九拾四軒潰れて焼けざるもの百九拾一軒潰れず焼け

ざるもの僅に百四十二軒死亡者此數を右八町に分ければ

	死	人	男	女
大門町	貳百七十人	百四十八人	百三十六人	
櫻小路	百四十人	六十二人	七十八人	
後町	二十九人			
西町	貳百十五人	百十三人	百二人	
東町	九十六人	五十三人	四十三人	
横町	貳百六人	九十四人	百十二人	
新町	八十二人	三十八人	四十六人	
横澤	百十三人	五十二人	六十一人	
平柴	七人	三人	四人	
七瀬	五人	一人	四人	
箱清水	十五人	六人	九人	

此他妻科村にて八十餘戸焼亡し二十八人死失し權堂にて二百七十四戸を焼亡し八十九人の死者を算したり

當時地震に逢ふたるときの有様を記述し書中に御堂に參拜し歸りて寢し就かんとれ心にて店を出て已に堂を拜し了り切石の半途に來れりと思ふ際遽然百雷の耳邊に落ち來るにやと感ずると同時は是迄は白中の如く耀き渡りたる万燈は一時に消滅して塵砂面を打ち身は躍りて中にあり足地お着かず顛しては起き起きては又轉び展轉狼狽少時れ間何事あるを辨せず已に若て衆中大に呼ぶものあり地震なり地震なり狼狽あくと連呼せし人々始て地震なるに心着きしと云已にして火各處より起り疾風是に加はりしは火焰忽ちにして四方に延きしも人は只恐怖狼狽するのみ一人の火防に力を致すものなく火勢益々猛威を逞うし柱梁に敷かれ屋壁に壓せられ未だ殊死せずして火焰の中に葬らるゝもの其數を知らず疾風の火勢を煽り來る毎に悲泣れ聲一層烈しきを加へ物凄しき有様ありしと云ふ

此時の震災は長野を中央とし南稻荷山より北飯山に至り西は池田大町に至る迄の間を

甚しとす善光寺に亞きて悲惨なりしは稻荷山飯山新町牟禮驛とを殊に新町の如き潰れて而して焼け而して水中に沈没するもの十九日及び水れ決る際に至り餘燼を擧げて掃蕩し盡したりとぞ

此地震にて最も驚く可きは山岳の崩壊傾斜地の地にて陵谷の變を生じたるもの、影しきにあり山拔大小四万九千余(内松代領のみにて四万五千一ヶ所)爲めは埋没されたる家屋四百貳拾余(内松代領三百十二飯山領八十)其中藤澤組の埋没柳窪の湖を生じあるが如き今日其跡を訪ふも尙人の心膽を寒かゝるむ是等の類例今一々談ずるの餘地を存せされば特に人口に膾炙する所は虚空藏山の崩壊して犀川を齧塞せしめたりと事實を略説せん

丹波島川上三里虚空藏山と稱する山あり高サ百二十丈(村誌に據る)山の一面震動に由りて地を生じ犀川に向ふて押出し厚百八拾間高サ三十二間の堤塘を築きしを流石の犀川を爲めは齧塞せられて一滴水を通ざる能はず彼三百間の橋梁を架設して通行する丹波島河も脚も潤さざりて往復するを得る二十一日其間暴風猛雨ありて山々谷々よ

り押出したる水量も夥しきことあるに悉く停滯して之が泄を東西六七里に亘る一大湖を現出せしが二十一日目と云ふ四月十三日の夕七ツ時(今の午後四時)一時に決壊し岩を倒し石を轉じ雷轟電撃の勢を以て小市の峽を出るや其水三方に放流し爲に川中島の家屋を掃蕩するもれ千八百四十一領^{松代}爲めに倒壊されしもの六百廿四土砂泥水に浸されしもの二千五百七軒あり

尙當時潰家及び死人の概算を示して其災害如何を推想するの料に供せん

潰家

死人

松代領 九千三百三十七軒
中之條支配 五百四十九軒
中野同 二千六百十三軒
善光寺領 二千三百五十軒
飯山領 二千六百四十七軒
松本領 三百九十六軒
死 人
松代領 二千七百二十七人
中之條支配 百八十四人
中野同 六百一十二人
善光寺領 外善光寺にて貳百人
飯山領 城下にて三百三十一人
松本領 在にて千百二十一

高田領 四百七十七軒
上田領 三百軒
須坂領 百十四軒
松代御預 三百六十四軒
其外飯繩戸隠八幡社領等あて概算百軒
以上は流失焼失埋没^{但し半潰大破及び寺社土藏等の如きは數に加へず}
以上の要は弘化四年三月廿四日の大震は家屋の倒ると共に火を發し疾風之に加はりて火勢茂助けし由り非常なる慘毒を致し第二善光寺町權堂妻科にて家屋の倒潰と焼亡とに罹りしもの二千六百餘死人の數二千三百四十三を算せしも金堂山門のみは巍然として損せざりして第三虚空藏山拔にて犀川を齊塞する二十一日其決壊の際川中島諸村に大害を及ぼしとて

第九章

甲に寺あり乙は芝生あり丙は石あり草萊の中に立てり一距縦に通し一水横に亘れり抑

も卿等は此圖を見て如何ある處となすか寺は菩提院と呼びしは今は變じて縣廳となり芝生は盲塚を稱し火葬場なりしは今の監獄の構内に入り石は豎石と呼び其地は畑地にて處の字に迄呼はれし石なりしが今は附屬校の敷地内に入り其庭園の傍に立つを見る知るべき徑路は今の旭町として川は乃ち鐘鑄川なるを是遠き昔しの想像圖にあらざる我々と卿等の父兄とが共に目撃したる三十年前の有様ありき
而三年前縣廳内警察部を増築せんとしたる際地中より人の死体を掘出たりと聞きしが當時の墓所ありしが故なり
法衣を被り念珠を指にしたる僧徒が出入せし門戸は變じて窄袖を穿ち洋杖を手にする官吏が往來する庭除となり經を誦し香 奠して未來の冥福を祈りし殿堂は法を案し簿を檢みて現世の利害を制する官廳となり草萊を以て蔽はれたる阡路は家屋を以て圍れし街衢となり菜園麥隴の家屋邸宅となれり假り三十年前の人を九泉の下より起して今日れ有様を見せざるを果して如何の憾を起すべき

此圖を見よ今榮町は阿彌陀院と呼び今櫻枝町は櫻小路と呼びて町名を稱せざりし(特

に櫻枝町のみあらざる自ら長野町を稱せしもれ其實長野村にして宿驛たり市場たるに過ぎずして公然町名を稱するを得ざりしあり公然長野町と稱するを得しは明治五年縣廳を置かれて後のことありき(二王門内ある堂門は小店のみ家屋と稱すべき起居烹焚あども爲し得る程の家あるとある芝居見せ物等悉く彼方にて興行せしめれなりき旭縣の阡路たりしのみならず西後町裏より長門町の裏をのけ西方寺裡より横澤裡手に至る迄西面一帯の悉く菜園麥隴ありしあり其他石堂の一半の如き裡岩石の如き今の邸宅たり家屋ありし地にして當時の菜園麥隴たりしもの指屈する暇あらず知るべし三十年來我市街の如何に擴張され戸數人口の如何に増加せしを
明治二十年には縣町なる中澤堰以南に人家なかりし卿等が耳目に迄ひとなるべく其十六年前には鐘鑄川以南にすら尙家屋のあらざりし旭縣より中御所に達する直道の十四年の開通にて監獄の建築は十五年なりしを見れば彼兩所を蔽ふ所の家屋は悉く十四年後の建設なるを知るべく今の郡役所を長野裁判所として建築なりしは明治十一年の事にして當時に至る迄彼處の裡手は御殿と呼びて往時上總介殿御殿跡にて塵捨場なり

し今の附属學校の長野縣の師範學校として建築ありしは明治九年の事なりしが恰も今の議事堂の禾田くもでんの中に峙立すると同じく四周悉く麥靡むぎもろにてありき我長野町の發達は今日に止る可きにあらずされど卿等きやうとうが老成の日に至りて今日の有様を回顧くわんこするときには猶余か今日にありて昔日の實況じつげきを追想ついさうせると同一の感あらん請ふ余が今日の言を記憶きおくして他日の驗けんとせよ

市街くわくちやうに擴張され家屋建設けんせつの増設されしとは已に説くが如し更に進んで昔時の建物と今日の建築とを比較ひかくし來れば規模の大小結構けつこうの美惡大に同じうとざるものあり汝等校門を辭じる堂庭を出て大門町を過ぐるの際目に立つものは對旭館たいきよくわんならん五明館ならん東洋館の如き郵電局の如き是と相下らずして共に人の注目する所是を藤屋たり扇屋たり山屋たり郵便局たり電信局ありしときこの建物に比する同日の論にあらざるなり然して是等の建築は悉く明治廿年以後のものに屬せり其他今の尋常師範學校を以て舊の長野縣師範學校に比す等倫とうりんにあらざる今の長野學校を以て舊校舍に比す同日の論ならざる今の監獄かんごくを以て之を舊の懲役所ちやうやくしよに見る大岳の丘垤きうてつに於けると一般をれば明治の世に入りて成

第十章

りし所の建物を以て是を其以前のものに比して大異同あるのみならず明治の世に入りて成りし建築と雖も前後の構造を比較ひかくすれば後の前に優まさる万々なるを見る是を以て一般を推す一般の事知り難かたからざる是を以て已往きわうを推すに已往きわうのこと察さつし難しとせざるのみならず將來の事豫期よきし難かたからざるなり

以上説きたる所より第一三十年前は西後町裡より長門町裡をかけ西方寺裡より櫻枝町南北及横澤町に至る迄西面一帯惣じて田圃でんぼありしこと第二旭縣の町々並べる家屋は明治十四年以後の建築に係ること第三寺佛に屬する建物を除却じやくすれば今日人目を匿いく程かる建物は大概明治二十年以後の建築に係ることを記憶きおくするを要す

前章に於きて家屋の増設され市街の擴張くわくちやうされ建築物の装麗そうれいに赴きたることを略説して三十年來我長野町は非常なる長足の進歩を以て今日の如き繁昌はんじやうの域きに到達とうたつたることを知らしめたりき請ふ是より更ふ然る後致しき原因を討究たうきやうせん

抑も我長野の地たる元來寺佛參詣の人と北越往來の旅客が重なる顧客こくかくにてあざき故に

善光寺に盛あるのものは旅客の送迎にて繁昌なる商賣は旅宿營業よりありき明治四年縣廳所在地とあり十年裁判所は設置となり是よりして郡役所も出來れば駐在所も出來大林區署の如き尋常師範學校の如き悉く此地に設けらるゝことなれり是れ官署に奉職する官吏是等官署に出入往來する吏民は悉く我町民の顧客たり而して是等官署に消費する費用の如き概して我町民を潤すの料たらざるなし是已に我町の繁昌をあたすの一大原因たり加ふるに維新以來庸役の方廢せられて農民の肩に緩みを生じ租税の改革よりして其負擔は輕減し養蠶の業盛なるより其收入を増し田家一般の懷は有裕を生じたれば左あまたに彼等が衣食住の需用は自ら増加するは自然の勢あるは彼錢を得るの方を講せしめそして金を費を戒めたりし消極的の藩政は一變して金を費を戒めそして錢を得るの方を講せしむる積極的の王政とあり四民の階級は廢せられ上下は分は徹せられ門地と品流とを重んじたる習俗は學識才藝と金銀財寶とを重んずる風潮となり衣服飲食家居什物一も制限なき世の中となりあれは昔日笠を戴きおもの今日は帽を冒り裡付草履を穿ちし處は表付の下駄となり雪駄の處は半靴となり桐油に代ふるに外套を

以ては木綿の衣服は上りて絹紬となり羅紗スコッチとなり印籠を以て腰を装ひたるもの時計を以て胸を飾るゝことあり紙人中着は大小革褌となり昔しの手製手作若しくは國土の産にて便せしもれ今乃ち京坂に仰き海外に待つゝことなり悉く商人の手を経る有様とあれり特に服飾のもの然るにあらず家居什物飲食器具悉く然らざるかし是我商業の三十年來多般とあり復雜とあり非常なる隆運に向ふて而して戸數人口の非常な増殖し市街家屋の非常なる發達を見るに至りし第一因なり昔しの大名は國境を守るを知るのみ交通往來の不便は却て要害と稱し護國の寶と心得峻坂碓氷の如きあれども之を開鑿するを知らず巨川犀千曲の如きあれども橋梁を架するを知らず岩石磊々路は横はり泥濘糊塗歩に堪へざるもれあれども之を修するを務めざりしかば馬車人車を使用することすら尙且得る能はる人肩と馬背とを託して才に行歩に代ふるに過ぎざる程あれば東京は往くは六日を要する其商人荷の如き二十若くは三十日を費するにあらざれば到達する能はす直江津に赴くすら尙二日を要し其魚荷の如き牛脊馬背に託して送致するとなれば晝夜程を兼ねるも道路は險惡なる二日を要する

なりし故三冬の外は長野市場は新鮮海魚を得る能は米穀の如き我と高田とは其價に非常の懸隔あるも運賃の廉からざると路次に損乏の憂あるとに由りて十分なる取引をなす能はざる程なりき明治十五年大野縣令の任に赴くや交通往來の不便あるを痛嘆し以爲く百の勸業一道路を開くに如かずと首として七道開鑿の議を提出し第一着に碓氷を鑿開せしが其功空ならず是より馬車牛車を我地方に見るに至り從來北より入りし鹽物れ如き俄然南より入るゝなりと商業上に頗る變動を生じ且活氣を帶び來りたりき同廿一年直江津鐵道の開通とあり更に非常の變動を生じ是よりして晨に越海に綱をたる鯛鰈も夕に長野の市場に上り我々の口に入るゝとあり三冬は愚の如何か不炎天と雖も生魚を市場に絶つゝとなく米穀の如き長野は愚か上田に飛び諏訪に走るを乞なり薪炭野菜の微に至る迄高田地方を應酬するを乞ふれり廿六年碓氷鐵道の開通よりや更に一層の活氣を加へ從來我地方の人目に入らざりしもの悉く我市に列し昔しの新潟回しとなり我田舎地方の冬着たりし鹽鮪の如き今其產地なる仙臺より生鮮にて回送するゝとあり函館の昆布締粕紀州の蜜柑に至る迄彼我直接の取引を爲し得る時

節となれり昔も三五里の外に取引をなす能はざりしもの今乃ち百里の外に應酬する事とあり北に山積委頓せしもの走りて南の不足を補ひ南に滯滯淹溜せしもの流れて北の潤となり商業區域の廣大となり貨物應酬の活潑ある之を往時に比するに天壤音あらず而して我長野の會其衝に當り信越鐵道の中樞に立ち貨物吐納の門戸に當るを以て二州の商權は自ら我商家の手に落るに至れり是我二十年來殊に五六年來貨物酬措の盛大となり我町をして今日の繁昌を致さるめある第二因あり惟ふは中央線路の貫通となり北越鐵道の延長を見るに至らば我商業は一層の盛大を致して貨物れ出入更に活氣を加ふるなり凡そ已往の沿革を温ぬるれ必用なるは特に已往の沿革を知るの必用なるにあらざる之を將來に推して處世の方針を定むるにあり卿等少年たるもの今日に於て我郷の沿革を討究して處世の材料として且つ以て國史を講ずるの楷梯とせざる可らず以上本章の要は我長野町の三十年來非常なる速力を以て繁昌に赴きたる原因の第一明治四年九月縣廳の所在地とあり尋て諸官衙の設置となり是等官署に奉職する官吏出入往來する吏民等從來に比して顧客の種類を増したるも是等官署に消費する金錢は概ね

此土に落ることありしと第二地租の制改まりて農民の負擔減じ蠶業盛になりて田家の収入を増したるを以て村落の經濟は一般に優裕を生じ加ふるは四民の階級は徹せられ衣食住の制限の解かれ門地家格を重ざるよりは寧ろ學藝と財貨とを貴ぶ世の中となり朴質の習は變じて贅澤の風とあり一般人民の需用の増加せしと第三鐵道開通よりして運輸の便を得て商業の取引活潑となり殊に信越鐵道の中樞は當り自然近國は商權は我町民に歸し貨物の集散地となりして等にあるを領せしむるにありしあり

以上第一章より第十章に至り編を重ね章を襲ねて説きし所の要約言それは第一甲越戰爭以來慶長三年に至る四十六年間我佛像は外に流寓して長野の地は農家れ集落に過ぎざりしと第二佛像復歸後慶長十六年に至り始めて傳馬驛となり是より農業の外旅客の送迎人馬の繼立等の事業を得て戸數人口の頓増殖を致し爾後太平の久しきに従つて事物漸く進み寶永れ金堂落成にて參詣を増し木綿の產出に由り市場の繁昌となす此地の景況の一層發達に向ひしと第三明治の世に入り縣廳の所在地とあり尋て諸官署

の設置となり且つ農家の負擔する租税は輕減し養蠶は盛大に赴き農家の富裕となり加ふるは四民の階級廢せられしにより質朴の習は自ら贅澤の風とあり一般人民の需用の増加せしと第四鐵道開通以來商業區域の廣大とあり貨物出入の門戸となり自然信越兩國の商權は我商家の手より歸するに至り以て今日の如き盛況に至りたるを説き尙末節に至るは已往の沿革を知るは單に已往の沿革を知るの必用なるにあらざして是を推して豫め將來を慮るの資とあるを説き示したるなり

近世長野町沿革略圖

樵谷領 問御所村		維新前
中ノ條代官地 權堂村		維新前
後松代領 鶴賀村		明治九年
鶴賀町		明治十八年
善光寺領 長野村		明治七年
七瀬村		明治十八年
古吉野ト稱ス		明治十八年
維新前 箱清水村		明治七年
古深田ト稱ス		明治十八年
長野町外四ヶ町村聯合		明治二十二年
長野町		
松代領 妻科村		明治十四年
維新前 越又ハ興トモ書ク		明治十三年
西長野町		
維新前 茂菅村		

明治五年府藩縣の制を廢て府縣制となり縣内を大小區に分ちしとき第五十四區なり
全七年大小區の改正ありて第廿三大區とあり全十年筑摩縣を廢して長野縣に併せられ
るとき北第廿三大區と稱したりき全十一年大小區の制を廢せられ郡村の制を立てられ
茲に始めて上水内郡長野町と稱するに至れり

長野小史續篇

善光寺

今を距る千三百年前人皇二十九代欽明天皇の十三年百濟と稱する國の聖明王より使を遣はして佛像一軀と經論若干卷を獻し表文を奉りて云ひる様是法は諸法中最殊勝とを解し難く入り難し古の聖賢と呼べる、周公孔子も尙知る能はざる所にして此法は能く無量無邊の福德果報を生ずべきは西は天竺より東三韓に至る迄禮拜尊奉せざるある願くは貴國に於ても此法を信奉して功德を享受し給ひ望の意ありき天皇其表を聞し召其像を見給ひて歡喜の念を生し給ひけん懇に其使を慰諭して歸し給ひしは佛を奉ると否といふ國體の上にも關する大事なればは獨斷に決し給はて群臣を會して禮をべきや否を諮詢し給ひしに大臣ある蘇我の稻目は各國の共に禮をる所なれば我國獨り是を禮す可らざるの道理あきを主張し大連たる物部守屋と中臣連鎌子とは國家自百神あり別に蕃神戎禮多是國神の怒に觸れんとて堅く執つて不可となし茲に一場の論争となれり當時の朝廷は未だ晝然たる文武の別あをふけれ要するに大臣は文官の長にして大

連武官の頭たり此文武の大官の間に意見の衝突或生したるごとく取捨の間震襟を惱し給ひけん佛像をは請願人ある稻目に給はり試に禮拜せよと仰ありて朝廷は於て崇教をるを思ひ止り給ひき稻目は大に悦びて已る小墾田おほいたの家に安置し尋いて向原の邸を捨て、佛寺としたりしが如何なる風の吹き回しにや其頃よりして惡疫頻りに流行して死するもの多く醫療も施すに術なき迄蔓延せしかは豫て佛像を禮するの不可なるを主張したりし物部尾與と中臣の鎌子と共に奏し申しけるは昔日臣等か言を聽き給へず稻目をあて佛像を禮せしめ給ひしか故に國神の怒に觸れて此惡疫を招き致したることを遺憾なれ宜しく速に佛像を投棄して後福を求め給ふべしと奏聞し佛像を難波堀江に流棄し火を伽藍に縱ち佛具を併せて灰燼に歸せしめたりき

我善光寺佛へ當時百濟王より奉獻せし所物部氏の爲め流棄されし所釋教東流の濫觴とあて佛法傳來の權輿あり

前章に説きし如く百濟より奉獻になりたる佛像は己に流棄されたり後數年にして尾與前に没し稻目も逝き而して欽明天皇も已に崩し給ひて敏達天皇の世を知し召を事とな

りたれば佛法の爭も其人と共に消滅に歸したるからんと思ひの外稻目の子馬子は父の志を繼ぎ飽く迄佛法を興隆せんとの志を抱き尾與の子守屋は亦父の議を守り佛像を禮せは必を國神の怒りに觸るゝものと思込排佛の念慮は父に比し更に甚しかりきされは其怨隙は形にこそ現れされは冥々の中滋深きを加ふるの有様なりき

敏達天皇の十三年百濟より歸來せし鹿深臣かふかみと佐泊某さひき二人は各佛像一軀を携ひ來れり馬子之を請ひ受けて更に鞍都村主司馬達と呼ふものをして遍ねく僧徒を探しめ高麗還俗僧惠便と呼ふものを得て是を師とし司馬達の女を度して尼となし善信尼と呼ひ其弟子二をも度して尼となし佛殿を起し堂塔を建て三尼を供養して修行懈りあかりき然るに此頃又もや疾疫の行はるゝあり平生馬子の佛法を奉信するを面憎しと思ひ居たる守屋等共に奏し申も様何故に考皇より陛下に及ふ迄臣等か言を用ひ給はて世の惡疫を招き致すにや國民れ命を絶つもの多きハ蘇我氏の佛法を興行するに由れりとして守屋親ら寺に至りて其塔を斫り火を縱ちて之を燒き併せて佛像と佛具とに及ひ燼餘の佛像を擧げて難波堀江に捨てしめ佛事を修せし僧侶を呵責し三尼の法衣を袈きて之を市上に

楚慥して後を懲らさんと爲したりき

斯くして守屋は佛法を禁壓せんと務めしも世に是に歸向するもの漸く多き有様なり
己にして瘡を疾みて惱み煩ふもの多く守屋も亦其疾に罹りしが世人は是を以て佛像を
焼きたるの報なりと嘲りしと云ふ昔日は佛法成起たる爲に國神れ怒りに觸れて
疾疫を致したりとて人を呵責せし守屋其人は今日は佛像を焼きたる報にて瘡を疾みた
りと指笑せらるゝに至りしこそ時勢の推移是非もあき次第なれ

敏達天皇の世を知し召をて十四年に於て崩れさせ給ひて用明天皇の御代とありぬ天皇
元來佛の心を寄せ給ひしも守屋等を憚りて敢て言動に致さ給はさりしか爲に罹り給ふ
に及び群臣に詔して佛を信奉せんと欲する由を諭し給ひしに守屋と勝海とは平生の説
を持して其不可を論じ馬子は今日に至り孰れか詔に對して異言を挾むものぞとて之を
詰責し互の論争未だ終らざるより己は豐國法師を延きて宮中に入るものあり大勢の奉佛
に傾きぬ會守屋等を圖るものありとて守屋は密告するものありしかは守屋は自ら引き
て邸に歸り戒嚴せしか此紛擾の際に天皇の崩御あり守屋は穴穗部を奉して主となすの

志ありとの聞あり馬子諸皇子と共に守屋と穴穗部皇子とを攻殺して崇峻天皇を奉せし
かは是より馬子の勢日に焔に復た佛法を排斥するものなく殊に用明天皇の第二の皇子
廐戸は聰明の資にして且佛法を信奉し馬子と心を併せて共に佛法の興隆に力を致せし
かへ爾后才に四十年に於て寺院の數四十八寺と僧尼の數一千三百八十五人の多きに達
したりとぞ斯く佛法興隆の時代に至ると共に嚮に物部氏の爲めに流棄されたる我佛像
も再び世に出現し給ふに至れり

相傳ふ本國伊奈の人若麻績東人(世は本田善光と呼はれし人)出京の次堀江の傍を過ぎ
我佛の光明を仰き水中を探りて之を得自ら負擔して本國に歸り創めて草堂を郷地に營
みしと云ふ今の坐光寺は其舊跡なりとす其后皇德天皇の時甲斐信濃二國の租税を給ひ
りて水内郡に於て金堂を造營せしめ給ひ四門の勅額を賜はりて東を光明遍照門定額山
善光寺南は十方世界門南命山無量壽寺西は念佛衆生門不捨山淨土寺北は攝取不捨門北
空山雲照寺と稱す然して世人獨り善光寺と呼ふもの善光の開基に係るを以てなりとぞ
爾來茲より一千二百余年善光寺佛の名は天下之れを知らざるものなく遠く遠く適くあ

男女老弱の來拜するもの休期あるよし世は本地を稱し佛都と呼ぶも過言にあらざるなり

修正會は傳教太師の始めし所不斷經衆は鑑眞和尚の定められし所法然上人は嘗つて錫を此地に曳き親鸞上人亦跡を此土に留めらる是等の僧徒は皆一代の宗として百世れ師而悉く我佛に參拜せしを見れば我佛れ如何に僧侶の爲め景仰せられしかを知るべく源平衰盛記の筆者は我伽藍の炎焼せしを以て佛法の衰ふる王法の振はさる所以なりと嘆せられぬりされは頼朝の惣追捕司となるや信濃の國司に令して再建せしめ親ら來拜せられたり爾後北條足利共は我佛に對して疎略あることなく武田信玄の新善光寺を開きしも我佛の力を借りて天下の人心を籠絡せんと企てなるべく豊臣秀吉の方廣寺に奉せんとせしも頼朝と信玄との故智を襲さしあるべく是に由り之を見れは特に僧徒に景仰せられぬのみならず武夫勇將の爲め如何に尊奉せられぬかを卜すへし

明治三十年三月十五日印刷
明治三十年三月二十日發行

(非賣品)

長野縣上水内郡長野町九百四拾三番地
編輯者 渡邊 敏

長野縣上水内郡長野町貳千八百十九番地
發行兼印刷者 中村 信太郎

全縣全郡全町
印刷所 中村活版所

